

北海道からのお知らせ 泊発電所における プルサーマル計画について 検討を行っています。

北海道及び地元4町村(泊村、共和町、岩内町及び神恵内村)では、本年4月に北海道電力㈱から「泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定」(安全協定)第2条に基づき、泊発電所3号機におけるプルサーマル計画に関する事前了解の協議の申し入れを受けました。

プルサーマル計画については、安全性の確保を最優先として慎重な検討が求められることから、現在、北海道では地元4町村と共同で、地元住民をはじめとした道民の皆様方からのご意見などを広く伺いながら、「プルサーマル計画に関する有識者検討会議」により、プルサーマル計画の安全性について科学的かつ専門的な見地から検討を進めています。
※詳しくは、北海道のホームページをご覧ください。

[http://](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gat/p_top.htm)

www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gat/p_top.htm

なお、検討状況については、道内各支庁においても関係資料の閲覧が可能です。

■お問い合わせ先

北海道総務部危機対策局
原子力安全対策課環境安全グループ
電話 011-204-5012
(ダイヤルイン)

□返還猶予

高等学校・大学在学期間は返還が猶予できます

【重度後遺障害者介護料支給】

□対象

自動車事故により、脳、脊髄、または胸腹部臓器に損傷を受け、常時または随時の介護を必要とする方で、一定の要件に該当する方

□支給額

月額 29,290円～136,880円の間で、障害の程度により支給

「短期入院」費用があれば別途支給

□支給期日

支給月は3、6、9、12月で、3ヶ月分を一括支給

■お問い合わせ先

独立行政法人
自動車事故対策機構旭川支所
電話 0166-40-0111

10月は、労働保険適用 促進月間です (一人でも雇ったら、必ず入るもの。 それは「労働保険」です)

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、政府が直接管理運営している保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業については、法人・個人を問わず加入が義務づけられています。

事業主の皆さん。労働保険の加入はお済みですか。

労働保険に加入して、従業員の方々が安心して働ける職場にしましょう。

■お問い合わせ先

北海道労働局総務部労働保険適用室
電話 011-709-2311
または、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所

10月1日から10月7日は 公正週間です。

頼れる公正証書！
遺言や任意後見など、
大切な契約は公正証書で

公正証書は、法律の専門家の公正人が作成する公文書です。

遺言、任意後見、尊厳死、離婚給付、金銭貸借、土地建物賃貸借など大切な契約を公正証書にしておくことで、トラブルを未然に防ぎ、あなたの生活と財産を守ります。

ご相談は、公正週間に関係なく土曜、日曜、祝日を除き無料で、また、電話でも行っています。

旭川市6条通8丁目TR6・8ビル5階
旭川公正人合同役場
電話 0166-23-0098
電話・FAX 0166-22-5553

名寄市西1条南9丁目35
名寄公正役場
電話・FAX 01654-3-3131

交通事故の救護制度を 知っていますか

交通事故被害者世帯の皆さんに、次のような救護制度がありますので、ご利用ください。

【交通遺児等育成資金貸付(無利子)】

□対象

自動車事故により保護者の方がなくなったり、重い後遺障害を残すこととなったご家族のお子さんで、0歳から中学卒業まで

□貸付金額

一人につき最初一時金15万5千円、以後月額2万円、小・中学校入学時に入学支度金4万4千円

□返還方法

月賦または月賦・半年賦併用により20年以内での均等払い